

大阪市規則第36号

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則（平成12年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第5条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

[別表第 1 別紙 1]

名称	人員
[同左]	
<u>感染症対策支援担当課長</u>	1
[同左]	

[別表第 1 別紙 2]

名称	人員
[略]	
[削る]	
[略]	